

児童相談所における食物アレルギー誤食について

横浜市児童相談所一時保護所において、食物アレルギーがあり乳製品除去対応をしている入所児童に調理時のミスにより誤って乳製品（チーズ）を含む夕食を提供しました。その後唇の腫れ等のアレルギー症状があらわれましたが、呼吸困難などの重篤な症状には至らず、現在は回復しています。

なお、当施設においては調理業務を業者に委託して実施しています。

1 事故の概要

(1) 発生場所

横浜市中央児童相談所一時保護所

(2) 発生日時

平成29年11月9日（木）18時19分

(3) 発生状況

夕食時に、他の児童に「生揚げネギ味噌チーズ焼き」を提供するところを、乳成分除去対応をしている小学生女児Aさんについては、Aさん用にチーズを抜いた「生揚げネギ味噌焼き」が提供されることになっていました。

当日はAさんの名前の書かれた器が、Aさん専用のトレーに乗せられていること、どの食材が除去されているかを職員と委託先調理担当者が確認した上で、提供しました。

Aさんが当該食品を一切れ食べたところで違和感を訴えたため、医療職がAさんの様子を確認したところ、唇に腫れが見られたため、医療機関を受診しました。

後日、南区生活衛生課に依頼し、食品を検査したところ、「乳」が検出されました。

また、改めて、当日夕食提供の状況を委託先に確認したところ、調理の過程で取り違い、他の児童に提供すべき「生揚げネギ味噌チーズ焼き」を間違えてAさんに提供していたことが判明しました。

2 事故後の対応

11月9日（木）18:20 職員が呼吸困難などの症状がないことを確認し、Aさん用の屯用薬を服用の上医療機関への受診を判断しました。その後Aさんは腹痛とどの痛みを訴えました。

18:50 医療機関受診及び投薬を行い、受診の際に、献立成分表の確認も受けました。医師からは誤食の可能性はあるが、症状の状況から、誤食とは断定できないとの診断がありました。

22:00 のどの不快感が消失したあと、Aさんは就寝しましたが、その後も経過観察を行いました。

11月10日（金）6:45 起床時に確認したところ、のどの痛みはありましたが、他に不調はありませんでした。

10:00 担当児童福祉司から保護者に状況説明と謝罪を行いました。

13:00 主治医の診察を受け、異常なしとの診断を受けました。

11月13日（月）11:00 Aさんの残食を成分検査のため南区生活衛生課に提出しました。

- 11月15日（水）10：00 委託先責任者に調理時の状況確認を指示しました。
- 14：51 委託先責任者から連絡があり、「調理過程で食材の混同が発生し、他の児童と取り違えて提供した可能性を否定できない」との報告を受けました。
- 16：30 南区生活衛生課から成分検査の結果連絡があり、提供した食品に「乳」が混入していたことが判明しました。
- 20：17 原因が特定されたことを受け、担当児童福祉司から保護者に対し、改めて謝罪を行いました。
- 11月16日（木）10：30 委託先責任者及び当日の調理担当者に直接ヒアリングを行い、当日担当者のアレルギー対応食品調理手順（アレルギー成分除去食を通常食より先に完成させること、調理途中で取り違えが起こらないよう明確に区別すること）の不順守が確認され、また、委託先全体で担当者間での作業手順の確認が行われていなかったことが分かりました。
- このことから、調理過程で食材の混同が発生し、他の児童と取り違えて提供したことが確認されました。
- 改めて調理手順順守の徹底と状況の記録の徹底を指示しました。

3 事故原因

- (1) 調理委託先において、アレルギー成分除去食を通常食より先に完成させるという調理手順が順守されていませんでした。
- (2) その結果、除去食と通常食を明確に区別することができず、取り違えて提供しました。
- (3) 今回提供した食品は、外見上、除去食と通常食との区別がつきにくく、取り違いがあることが気づきにくい状況にありました。

4 対応策

- (1) 委託先に原因分析と再発防止策について報告を求めるとともに、アレルギー対応食品調理過程を他の調理過程と分離する等、作業手順順守の徹底を指示しました。
- (2) 提供される食品が外見上も判別できる食品の提供を徹底します。
- (3) こども家庭課を通じて発生状況を所管施設及び各児童相談所に提供し、注意喚起を行いました。

お問合せ先
こども青少年局中央児童相談所 副所長 上原 嘉明 Tel 045-260-6516